

旧	新
<p>3-2 都市施設の整備に関する方針</p> <p>(1) 交通施設の整備の方針</p> <p>①基本方針</p> <p>○広域交通ネットワークの充実・強化</p> <p>本都市計画区域には、名神高速道路彦根インターチェンジおよび北陸自動車道長浜インターチェンジ、一般国道8号、21号、306号、307号および365号ならびにJ R東海道新幹線米原駅、J R東海道本線およびJ R北陸本線等の広域交通基盤が整備され、滋賀県の交通の要衝としての役割を果たしている。現在、この広域交通基盤を活かした内陸型工業の立地や観光等産業活動が行われており、今後ともこうした活動を支援するため、増大すると予想される交通量に対応できる広域交通ネットワークの充実・強化を図る。</p> <p>○バランスよい発展を支える道路網の形成</p> <p>本都市計画区域では、市街地内の幹線道路整備の遅れもあり、通過交通が市街地内に流入し、一部の区間に交通が集中し渋滞を生じさせている。そのため、道路機能に応じた道路網の形成を進めることとし、特に市街地内外交通の混雑解消を図ることと、中心地と周辺地のバランスのよい発展に寄与するよう、骨格幹線道路を効率的かつ計画的に整備する。</p> <p>○ゆとりと潤いのある道路の整備</p> <p>湖岸部や彦根城、多賀大社などの歴史資源を有する市街地の道路は、交通処理機能の他、観光、レクリエーション利用や風格ある市街地形成など多様な機能が求められる。湖周辺の自然や趣のある市街地環境と一帯となって、ゆとりや潤いが感じられる道路環境を創造するため、緑豊かで景観に配慮した道路整備を進める。</p> <p>○利用しやすい公共交通体系の確立</p> <p>円滑な都市活動を維持推進し、歩いて暮らせるまちづくりを進めるためには、大量輸送機関である鉄道の有効活用と適切なバスサービスの確保、鉄道駅等へのアクセスおよび乗り換え機能の改善に努める必要がある。鉄道施設の利便性の向上や充実をはじめ、ユニバーサルデザインなど歩行環境面にも配慮した鉄道駅等へのアクセスの改善、<u>パークアンドライド</u>の検討も含めた交通結節機能の強化、および文化・福祉・医療施設の配置を考慮した機能的なネットワーク化を図る。</p>	<p>3-2 都市施設の整備に関する方針</p> <p>(1) 交通施設の整備の方針</p> <p>①基本方針</p> <p>○広域交通ネットワークの充実・強化</p> <p>本都市計画区域には、名神高速道路彦根インターチェンジ、<u>多賀スマートインターチェンジ</u>および北陸自動車道長浜インターチェンジ、一般国道8号、21号、306号、307号および365号ならびにJ R東海道新幹線米原駅、J R東海道本線およびJ R北陸本線および<u>近江鉄道線</u>等の広域交通基盤が整備され、滋賀県の交通の要衝としての役割を果たしている。</p> <p>現在、この広域交通基盤を活かした内陸型工業の立地や観光等産業活動が行われており、今後ともこうした活動を支援するため、<u>神田スマートインターチェンジ(仮称)などによる</u>増大すると予想される交通量に対応できる広域交通ネットワークの充実・強化を図る。</p> <p>○バランスよい発展を支える道路網の形成</p> <p>本都市計画区域では、市街地内の幹線道路整備の遅れもあり、通過交通が市街地内に流入し、一部の区間に交通が集中し渋滞を生じさせている。そのため、道路機能に応じた道路網の形成を進めることとし、特に市街地内外交通の混雑解消を図ることと、中心地と周辺地のバランスのよい発展に寄与するよう、骨格幹線道路を効率的かつ計画的に整備する。</p> <p>○ゆとりと潤いのある道路の整備</p> <p>湖岸部や彦根城、多賀大社などの歴史資源を有する市街地の道路は、交通処理機能の他、観光、レクリエーション利用や風格ある市街地形成など多様な機能が求められる。</p> <p>湖周辺の自然や趣のある市街地環境と一帯となって、ゆとりや潤いが感じられる道路環境を創造するため、緑豊かで景観に配慮した道路整備を進める。</p> <p><u>また、自転車で琵琶湖を一周する「ピワイチ」は令和元年11月に第1次ナショナルサイクルートの指定を受けており、地域活性化に向け、安全安心で快適にサイクリングを楽しむことができる自転車通行空間整備を引き続き進めていくとともに、湖岸周辺から離れた県内各地の観光地等を周遊する「ピワイチ・プラス」の整備を市町と連携しながら進める。あわせて拠点においては、官民連携によるウォークアブル空間の創出など既存ストックを活用した居心地の良く歩きたくなる空間の創出、オープンスペースの充実を図る。</u></p> <p>○利用しやすい公共交通体系の確立</p> <p>円滑な都市活動を維持推進し、歩いて暮らせるまちづくりを進めるためには、大量輸送機関である鉄道の有効活用と適切なバスサービスの確保、鉄道駅等へのアクセスおよび乗り換え機能の改善に努める必要がある。鉄道施設の利便性の向上や充実をはじめ、ユニバーサルデザインなど歩行環境面にも配慮した鉄道駅等へのアクセスの改善、<u>自動運転の導入の推進、拠点間を結ぶバスの活用や、LRT・BRT等の新交通システムの導入といった道路と鉄道が連携した人流と物流のマルチモーダル輸送施策の推進やそれらに合わせた専用レーン整備など、多様な交通手段に対応した道路整備</u>の検討も含めた交通結節機能の強化、および文化・福祉・医療施設の配置を考慮した機能的なネットワーク化を図る。</p>

旧	新
<p>○都市計画道路の見直し検討</p> <p>計画決定から長期間経過し、整備のめどが立たない路線については、当該地域における住民等のニーズ、代替交通処理の可能性、既存の道路網や土地利用との整合性、目的達成のための有効な計画内容の妥当性、実現性等を勘案した見直し（廃止・規格変更など）を進めており、今後も必要に応じた見直しを図っていくものとする。</p> <p>②主要な施設の配置、整備の方針</p> <p>a) 道路</p> <p>広域交通需要に応じて、名神高速道路、北陸自動車道、一般国道8号、21号、306号等の広域交通ネットワークを形成する道路の機能強化を図るとともに、インターチェンジ周辺に流通施設の整備を促進する。</p> <p>各市町を縦貫する主要幹線道路とそれに接続する東西幹線道路、各市町の市街地骨格を形成する都市計画道路の整備を促進する。</p> <p>湖辺部や市街地部を中心に、潤いと景観に配慮した道路整備を進めることで、利用促進を図る。</p> <p>b) 鉄道、バス等</p> <p>J R各線、近江鉄道、バス等の公共交通機関の利便性向上を促進するとともに、公共交通機関の利用を支援する周辺の道路、駅前広場、駐車場・駐輪場等の整備を促進する。また、びわこ京阪奈線（仮称）鉄道構想を推進する。</p> <p>今後、必要性が高まるバス交通ネットワークについて、教育・医療・福祉施設の配置や利用状況を勘案し、バス停の改善等必要な施設整備を促進する。</p> <p>c) その他</p> <p>ユニバーサルデザインの歩道づくりなど、人に優しい歩行環境整備を進める。</p>	<p>○都市計画道路の見直し検討</p> <p>計画決定から長期間経過し、整備のめどが立たない路線については、当該地域における住民等のニーズ、代替交通処理の可能性、既存の道路網や土地利用との整合性、目的達成のための有効な計画内容の妥当性、実現性等を勘案した見直し（廃止・規格変更など）を進めており、今後も必要に応じた見直しを図っていくものとする。</p> <p>②主要な施設の配置、整備の方針</p> <p>a) 道路</p> <p>広域交通需要に応じて、名神高速道路、北陸自動車道、一般国道8号、21号、306号等の広域交通ネットワークを形成する道路の機能強化を図るとともに、インターチェンジ周辺に流通施設の整備を促進する。</p> <p>各市町を縦貫する主要幹線道路とそれに接続する東西幹線道路、各市町の市街地骨格を形成する都市計画道路の整備を促進する <u>とともに、安全な人流・物流の確保に向けて、被災時の通行止めも考慮し、ダブルネットワーク化による代替路確保を行う。</u></p> <p>湖辺部や市街地部を中心に、潤いと景観に配慮した道路整備を進めることで、利用促進を図る。</p> <p>b) 鉄道、バス等</p> <p>J R各線、近江鉄道線、バス等の公共交通機関の利便性向上を促進するとともに、公共交通機関の利用を支援する周辺の道路、駅前広場、駐車場・駐輪場等の整備を促進する。また、びわこ京阪奈線（仮称）鉄道構想を推進し、<u>近江鉄道線については、上下分離方式へ移行し、鉄道を軸とする持続可能な地域公共交通ネットワークの構築の推進を図る。</u></p> <p>今後、必要性が高まるバス交通ネットワークについて、教育・医療・福祉施設の配置や利用状況を勘案し、バス停の改善等必要な施設整備を促進する。</p> <p>c) その他</p> <p>ユニバーサルデザインの歩道づくりなど、人に優しい歩行環境整備を進める。</p>

旧				新				
③主要な施設の整備目標 本都市計画区域における交通施設のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。				③主要な施設の整備目標 本都市計画区域における交通施設のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。				
【現在事業を実施しているものおよびおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】				【現在事業を実施しているものおよびおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】				
種別	名称	整備区間等	備考	種別	名称	整備区間等	備考	
道路	一般国道 8 号	長浜市～彦根市（米原バイパス）	実施中	一般国道 8 号	長浜市～彦根市（米原バイパス）	実施中	彦根市～東近江市	予定
		彦根市～東近江市	予定					
		米原貨物ターミナル	実施中		彦根市原町～古沢町	実施中		
	3・4・19 原松原線	彦根市原町～古沢町	実施中	3・5・202 山田敏満寺線 （一般国道 307 号）	多賀町多賀～敏満寺	予定		
	3・5・202 山田敏満寺線 （一般国道 307 号）	多賀町多賀～敏満寺	予定	多賀ヶ井線	多賀町久徳～河内	実施中		
	3・4・21 長曾根銀座線	城町～本町	予定	佐田敏満寺線	多賀町敏満寺	実施中		
	3・4・20 原長曾根線	安清跨線橋	予定	水谷彦根線	多賀町水谷～彦根市仏生寺	実施中		
	3・4・10 地福寺神照線	長浜市平方町～八幡東町	実施中	3・4・19 原松原線 （彦根環状線）	原・古沢	実施中		
	3・4・8 豊公園森線 （木之本長浜線）	長浜市森町～祇園町	実施中	稲部本庄線	彦根市金田町～彦富町	実施中		
	大津能登川長浜線	彦根市甘呂町	実施中	芹橋彦富線	彦根市稲部町～彦富町	実施中		
	愛知川彦根線	彦根市野良田町～彦富町	実施中	3・4・25 立花船町線 （佐和立花線）	立花・佐和	実施中		
	神郷彦根線	彦根市南川瀬町	実施中	3・4・108 松原町大黒前鴨ノ巢線 （松原町大黒前鴨ノ巢線）	松原	実施中		
間田長浜線	米原市朝日～長浜市石田町	実施中	3・5・113 稲枝西口停車場線 （稲枝西口停車場線）	彦富町	実施中			
鉄道	JR 稲枝駅改築橋上化	二	実施中	3・4・8 豊公園森線 （木之本長浜線）	長浜市森町～祇園町	実施中		
	近江鉄道近代化	全線	実施中	加田田村線	長浜市加田町	予定		
				3・4・7 下阪浜本庄線 （大野木志賀谷長浜線）	長浜市本庄町～永久寺	実施中		
				大野木志賀谷長浜線	長浜市鳥羽上町	予定		
				3・4・11 大戌亥山階線 （伊部近江線）	宮司・山階	予定		

※道路については、平成 25 年(2013 年) 3 月策定の滋賀県道路整備アクションプログラムを参照している。

(2) 下水道および河川の整備の方針

①基本方針

a) 下水道

下水道については、健康で快適な生活環境の確保や河川等の公共用水域における水質の保全や浸水被害の防除を図るため、「琵琶湖流域別下水道整備総合計画」との整合を図りつつ、公共下水道の事業を促進する。

鉄道	近江鉄道上下分離化	全線	実施中
	近江鉄道近代化	全線	実施中

※道路については令和5年3月策定の滋賀県道路整備アクションプログラムを参照している。

(2) 下水道および河川の整備の方針

①基本方針

a) 下水道

下水道については、健康で快適な生活環境の確保や河川等の公共用水域における水質の保全や浸水被害の防除を図るため、「琵琶湖流域別下水道整備総合計画（令和元年6月改定）」との整合を図りつつ、公共下水道の事業を促進する。

旧	新																																														
<p>b) 河川</p> <p>河川については、「淀川水系湖東圏域河川整備計画（平成 25 年度策定）」、「淀川水系東近江圏域河川整備計画（平成 22 年度策定）」、「<u>淀川水系・木曾川水系湖北圏域河川整備計画（策定中）</u>」に基づき、治水、利水および河川環境の整備・保全のバランスの取れた整備を促進する。</p> <p>②主要な施設の配置、整備の方針</p> <p>a) 下水道</p> <p>本都市計画区域の公共下水道については、分流式下水道とする。琵琶湖流域下水道事業計画（東北部処理区）との整合を図りながら、公共下水道の未整備箇所について計画に従って事業の進捗を図り、都市住民の快適な生活環境の確保と河川等の水質の保全と浸水被害の防除に努める。</p> <p>b) 河川</p> <p>河川整備計画に基づき、河川環境を保全しつつ治水上の安全性を確保するため、多自然川づくりなどの手法を用いて、各河川の実情にあわせた改修事業を促進するとともに、河川環境上必要な箇所については自然再生等の事業を促進する。また、彦根城の堀など 歴史的資産の一部を構成する水辺については、水質や景観の保全等を図り、自然や歴史・文化を楽しめる場づくりを図る。</p> <p>③主要な施設の整備目標</p> <p>a) 下水道</p> <p>本都市計画区域における下水道のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。</p> <p>【現在事業を実施しているものおよびおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】</p> <table border="1" data-bbox="208 959 911 1230"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>名 称 等</th> <th>事業地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">下水道</td> <td><u>東北部長浜第二幹線</u></td> <td><u>米原市</u></td> <td><u>実施中</u></td> </tr> <tr> <td><u>東北部彦根第二幹線</u></td> <td><u>彦根市～豊郷町</u></td> <td><u>実施中</u></td> </tr> <tr> <td>東北部浄化センター</td> <td>彦根市</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>彦根市公共下水道</td> <td>彦根市</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>長浜市公共下水道</td> <td>長浜市</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>米原市公共下水道</td> <td>米原市</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>多賀町公共下水道</td> <td>多賀町</td> <td>実施中</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	名 称 等	事業地	備考	下水道	<u>東北部長浜第二幹線</u>	<u>米原市</u>	<u>実施中</u>	<u>東北部彦根第二幹線</u>	<u>彦根市～豊郷町</u>	<u>実施中</u>	東北部浄化センター	彦根市	実施中	彦根市公共下水道	彦根市	実施中	長浜市公共下水道	長浜市	実施中	米原市公共下水道	米原市	実施中	多賀町公共下水道	多賀町	実施中	<p>b) 河川</p> <p>河川については、「<u>淀川水系・木曾川水系湖北圏域河川整備計画（令和 2 年度策定）</u>」「淀川水系湖東圏域河川整備計画（平成 25 年度策定）」、「淀川水系東近江圏域河川整備計画（平成 22 年度策定）」に基づき、治水、利水および河川環境の整備・保全のバランスの取れた整備を促進する。</p> <p>②主要な施設の配置、整備の方針</p> <p>a) 下水道</p> <p>本都市計画区域の公共下水道については、分流式下水道とする。琵琶湖流域下水道事業計画（東北部処理区）との整合を図りながら、公共下水道の未整備箇所について計画に従って事業の進捗を図り、都市住民の快適な生活環境の確保と河川等の水質の保全と浸水被害の防除に努める。</p> <p>b) 河川</p> <p>河川整備計画に基づき、河川環境を保全しつつ治水上の安全性を確保するため、多自然川づくりなどの手法を用いて、各河川の実情にあわせた改修事業を促進するとともに、河川環境上必要な箇所については自然再生等の事業を促進する。また、彦根城の堀など 歴史的資産の一部を構成する水辺については、水質や景観の保全等を図り、自然や歴史・文化を楽しめる場づくりを図る。</p> <p>③主要な施設の整備目標</p> <p>a) 下水道</p> <p>本都市計画区域における下水道のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。</p> <p>【現在事業を実施しているものおよびおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】</p> <table border="1" data-bbox="1169 975 1872 1171"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称等</th> <th>事業地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">下水道</td> <td>東北部浄化センター</td> <td>彦根市</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>彦根市公共下水道</td> <td>彦根市</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>長浜市公共下水道</td> <td>長浜市</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>米原市公共下水道</td> <td>米原市</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>多賀町公共下水道</td> <td>多賀町</td> <td>実施中</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称等	事業地	備考	下水道	東北部浄化センター	彦根市	実施中	彦根市公共下水道	彦根市	実施中	長浜市公共下水道	長浜市	実施中	米原市公共下水道	米原市	実施中	多賀町公共下水道	多賀町	実施中
種 別	名 称 等	事業地	備考																																												
下水道	<u>東北部長浜第二幹線</u>	<u>米原市</u>	<u>実施中</u>																																												
	<u>東北部彦根第二幹線</u>	<u>彦根市～豊郷町</u>	<u>実施中</u>																																												
	東北部浄化センター	彦根市	実施中																																												
	彦根市公共下水道	彦根市	実施中																																												
	長浜市公共下水道	長浜市	実施中																																												
	米原市公共下水道	米原市	実施中																																												
	多賀町公共下水道	多賀町	実施中																																												
種別	名称等	事業地	備考																																												
下水道	東北部浄化センター	彦根市	実施中																																												
	彦根市公共下水道	彦根市	実施中																																												
	長浜市公共下水道	長浜市	実施中																																												
	米原市公共下水道	米原市	実施中																																												
	多賀町公共下水道	多賀町	実施中																																												

旧	新																																
<p>b) 河川 本都市計画区域における河川のうち、現在実施している主要な事業は次のとおりである。</p> <p>【現在事業を実施している主要な事業】</p> <table border="1" data-bbox="280 292 862 536"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称等</th> <th>事業地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">河川</td> <td>矢倉川</td> <td>彦根市</td> </tr> <tr> <td>長浜新川</td> <td>長浜市</td> </tr> <tr> <td>犬上川</td> <td>彦根市</td> </tr> <tr> <td>野瀬川</td> <td>彦根市</td> </tr> <tr> <td>愛知川</td> <td>彦根市</td> </tr> <tr> <td>芹川</td> <td>彦根市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他の都市施設の整備の方針</p> <p>①基本方針</p> <p>a) 上水道 上水道については、水道整備がほぼ完了しているものの、引き続き良質の水を安定供給していくため、水質管理の充実および水源の確保、施設の拡張・改良に努める。</p> <p>b) 汚物処理場 汚物処理場については、下水道整備等とあわせて、琵琶湖の水質保全を図るなどのため、施設の適切な維持管理に努める。</p> <p>c) 廃棄物処理施設 循環型社会の構築を図るため、廃棄物の適正処理、資源の再利用、ごみの減量化などの各種施策および施設の整備について「第三次滋賀県廃棄物処理計画（平成23年度策定予定）」、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画（平成11年3月策定）」および市町等の策定する「一般廃棄物処理計画」に基づき推進していく。なお、ごみ焼却場等の施設についてはダイオキシン類による環境汚染の防止に関する責務を実行する。</p> <p>d) 教育・文化施設 教育・文化施設については、教育の充実、教養の増進を図る上で重要であるため、都市として適正な配置や機能の維持・改善に努める。</p> <p>e) 医療・社会福祉施設 高齢社会を踏まえ、高齢者や障害者をはじめ、必要な人が利用しやすい、福祉・医療施設の整備を進めるとともに、都市として適正な配置や充実に努める。</p>	種別	名称等	事業地	河川	矢倉川	彦根市	長浜新川	長浜市	犬上川	彦根市	野瀬川	彦根市	愛知川	彦根市	芹川	彦根市	<p>b) 河川 本都市計画区域における河川のうち、現在実施している主要な事業は次のとおりである。</p> <p>【現在事業を実施している主要な事業】</p> <table border="1" data-bbox="1308 268 1890 512"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称等</th> <th>事業地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">河川</td> <td>矢倉川</td> <td>彦根市</td> </tr> <tr> <td>長浜新川</td> <td>長浜市</td> </tr> <tr> <td>犬上川</td> <td>彦根市</td> </tr> <tr> <td>野瀬川</td> <td>彦根市</td> </tr> <tr> <td>愛知川</td> <td>彦根市</td> </tr> <tr> <td>芹川</td> <td>彦根市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他の都市施設の整備の方針</p> <p>①基本方針</p> <p>a) 上水道 上水道については、水道整備がほぼ完了しているものの、引き続き良質の水を安定供給していくため、水質管理の充実および水源の確保、施設の拡張・改良に努める。</p> <p>b) 汚物処理場 汚物処理場については、下水道整備等とあわせて、琵琶湖の水質保全を図るなどのため、施設の適切な維持管理に努める。</p> <p>c) 廃棄物処理施設 循環型社会の構築を図るため、廃棄物の適正処理、資源の再利用、ごみの減量化などの各種施策および施設の整備について「第五次滋賀県廃棄物処理計画（令和3年7月策定）」、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画（平成11年3月策定）」および市町等の策定する「一般廃棄物処理計画」に基づき推進していく。なお、ごみ焼却場等の施設についてはダイオキシン類による環境汚染の防止に関する責務を実行する。</p> <p>d) 教育・文化施設 教育・文化施設については、教育の充実、教養の増進を図る上で重要であるため、都市として適正な配置や機能の維持・改善に努める。</p> <p>e) 医療・社会福祉施設 高齢社会を踏まえ、高齢者や障害者をはじめ、必要な人が利用しやすい、福祉・医療施設の整備を進めるとともに、都市として適正な配置や充実に努める。</p>	種別	名称等	事業地	河川	矢倉川	彦根市	長浜新川	長浜市	犬上川	彦根市	野瀬川	彦根市	愛知川	彦根市	芹川	彦根市
種別	名称等	事業地																															
河川	矢倉川	彦根市																															
	長浜新川	長浜市																															
	犬上川	彦根市																															
	野瀬川	彦根市																															
	愛知川	彦根市																															
	芹川	彦根市																															
種別	名称等	事業地																															
河川	矢倉川	彦根市																															
	長浜新川	長浜市																															
	犬上川	彦根市																															
	野瀬川	彦根市																															
	愛知川	彦根市																															
	芹川	彦根市																															

旧	新
<p>f) 市場および火葬場 市場については、日常物資に関する効率的な機能を確保するため、適切な卸売り機能の維持・改善に努める。 火葬場については、需要の動向を見極めながら、適切な機能の確保に努める。</p> <p>②主要な施設の配置、整備の方針</p> <p>a) 上水道 上水道については、彦根市、長浜市、米原市、多賀町に浄水場あるいは水源があり、これら取水施設や送水施設等の維持・充実に努める。</p> <p>b) 汚物処理場 汚物処理場については、彦根市衛生処理場および湖北広域行政事務センター第一プラントの2箇所があるが、施設の適切な維持管理に努めることにより、下水道整備等とあわせて、琵琶湖における環境基準をできるだけ速やかに達成できるように取り組んでいく。</p> <p>c) 廃棄物処理施設 ごみ焼却場については、現在彦根市清掃センターと湖北広域行政事務センタークリスタルプラザがあり、適切な維持管理に努める。なお、彦根市清掃センターについては施設が老朽化していることから、<u>広域的な利用も含め、再整備を検討する。</u></p> <p>d) 教育・文化施設 教育文化施設については、身近な施設である小学校をはじめ、市町ごとの核になる施設など、より強まる人々の文化ニーズに対応できるよう、今後とも引き続き施設の適切な運用に努めるとともに、都市拠点への再配置も検討する。</p> <p>e) 医療・社会福祉施設 医療施設については、核となる赤十字病院や市立病院から地域密着型の診療所があり、公的病院の充実や休日、夜間、救急診療体制を考慮しつつ、施設の適正配置を図る。 福祉施設については、市町ごとに地域の核となる福祉施設があり、それらを中心に、その機能強化に努める。また、今後の高齢化社会に対応するため、医療・社会福祉施設の都市拠点への誘導に努める。</p> <p>f) 市場および火葬場 市場については、彦根市に彦根総合地方卸売市場および長浜市に長浜地方卸売市場があり、現状分析を的確に行いながら施設の適切な運用に努める。 火葬場については、長浜市にこもれび苑、多賀町に紫雲苑があり、環境に配慮しつつ、適切な施設の維持管理に努める。</p>	<p>f) 市場および火葬場 市場については、日常物資に関する効率的な機能を確保するため、適切な卸売り機能の維持・改善に努める。 火葬場については、需要の動向を見極めながら、適切な機能の確保に努める。</p> <p>②主要な施設の配置、整備の方針</p> <p>a) 上水道 上水道については、彦根市、長浜市、米原市、多賀町に浄水場あるいは水源があり、これら取水施設や送水施設等の維持・充実に努める。</p> <p>b) 汚物処理場 汚物処理場については、彦根市衛生処理場および湖北広域行政事務センター第一プラントの2箇所があるが、施設の適切な維持管理に努めることにより、下水道整備等とあわせて、琵琶湖における環境基準をできるだけ速やかに達成できるように取り組んでいく。<u>なお、湖北広域行政事務センター第一プラントについては施設が老朽化していることから、新しい汚泥再生処理センターの整備を進める。</u></p> <p>c) 廃棄物処理施設 ごみ焼却場については、現在彦根市清掃センターと湖北広域行政事務センタークリスタルプラザがあり、適切な維持管理に努める。なお、彦根市清掃センターについては施設が老朽化していることから、<u>広域ごみ処理施設の建設に向けた事業が進められており、クリスタルプラザについては「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」に基づき新施設への移行を進めていく。</u></p> <p>d) 教育・文化施設 教育文化施設については、身近な施設である小学校をはじめ、市町ごとの核になる施設など、より強まる人々の文化ニーズに対応できるよう、今後とも引き続き施設の適切な運用に努めるとともに、都市拠点への再配置も検討する。</p> <p>e) 医療・社会福祉施設 医療施設については、核となる赤十字病院や市立病院から地域密着型の診療所があり、公的病院の充実や休日、夜間、救急診療体制を考慮しつつ、施設の適正配置を図る。 福祉施設については、市町ごとに地域の核となる福祉施設があり、それらを中心に、その機能強化に努める。また、今後の高齢化社会に対応するため、医療・社会福祉施設の都市拠点への誘導に努める。</p> <p>f) 市場および火葬場 市場については、彦根市に彦根総合地方卸売市場および長浜市に長浜地方卸売市場があり、現状分析を的確に行いながら施設の適切な運用に努める。 火葬場については、長浜市に<u>湖北広域行政事務センター</u>こもれび苑、多賀町に<u>彦根愛知犬上広域行政組合</u>紫雲苑があり、環境に配慮しつつ、適切な施設の維持管理に努める。</p>

旧	新																																																						
<p>3-3 市街地整備に関する方針</p> <p>(1) 主要な市街地整備の方針</p> <p>①市街地整備の抱える課題</p> <p>本都市計画区域では、古くからの市街地や農村集落などで、公園の不足や幅員の狭い道路が多いこと、市街化区域内農地などの空闲地や未利用地が残っていることなど、防災面や居住環境面の課題を抱えている。同時に、彦根城周辺をはじめとする古くからの市街地や旧街道沿いの一部、琵琶湖や河川沿いの一部では地域特性の感じられる空間が残っており、個性あるまちづくりを展開する上でこうした地域資源の活用が課題となっている。</p> <p>②市街地整備の方針</p> <p>地域資源との調和を図りながら、交通至便の立地を活かしていない低・未利用地、活力の低下がみられる商業地、および建物の老朽化等が見られる住宅地については、地区計画制度を活用するなどして、計画的に土地区画整理事業などの市街地開発を推進し、暮らしやすさや個性・魅力が実感できるまちづくりに努める。</p> <p>これら市街地の整備にあたっては、可能な限り、避難地・避難路や延焼遮断帯の機能を確保するなど防災性の向上や、路面や宅地の浸透性を高めるなど流域に対する負荷を小さくする等の環境面にも配慮し、あわせて景観の向上にも努める。</p> <p>(2) 市街地整備の目標</p> <p>本都市計画区域における市街地のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。</p> <p>【現在事業を実施しているものおよびおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>地区名</th> <th>事業手法</th> <th>面積(ha)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彦根市</td> <td><u>彦根駅東</u></td> <td><u>土地区画整理事業</u></td> <td><u>17.7</u></td> <td><u>実施中</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長浜市</td> <td>室</td> <td>土地区画整理事業</td> <td><u>17.0</u></td> <td><u>予定</u></td> </tr> <tr> <td><u>長浜駅周辺</u></td> <td><u>社会資本整備総合 交付金事業</u></td> <td><u>180.0</u></td> <td><u>実施中</u></td> </tr> </tbody> </table>	市町名	地区名	事業手法	面積(ha)	備考	彦根市	<u>彦根駅東</u>	<u>土地区画整理事業</u>	<u>17.7</u>	<u>実施中</u>	長浜市	室	土地区画整理事業	<u>17.0</u>	<u>予定</u>	<u>長浜駅周辺</u>	<u>社会資本整備総合 交付金事業</u>	<u>180.0</u>	<u>実施中</u>	<p>3-3 市街地整備に関する方針</p> <p>(1) 主要な市街地整備の方針</p> <p>①市街地整備の抱える課題</p> <p>本都市計画区域では、古くからの市街地や農村集落などで、公園の不足や幅員の狭い道路が多いこと、市街化区域内農地などの空闲地や未利用地が残っていることなど、防災面や居住環境面の課題を抱えている。同時に、彦根城周辺をはじめとする古くからの市街地や旧街道沿いの一部、琵琶湖や河川沿いの一部では地域特性の感じられる空間が残っており、個性あるまちづくりを展開する上でこうした地域資源の活用が課題となっている。</p> <p>②市街地整備の方針</p> <p>地域資源との調和を図りながら、交通至便の立地を活かしていない低・未利用地、活力の低下がみられる商業地、および建物の老朽化等が見られる住宅地については、地区計画制度を活用するなどして、計画的に土地区画整理事業などの市街地開発を推進し、暮らしやすさや個性・魅力が実感できるまちづくりに努める。</p> <p>これら市街地の整備にあたっては、可能な限り、避難地・避難路や延焼遮断帯の機能を確保するなど防災性の向上や、路面や宅地の浸透性を高めるなど流域に対する負荷を小さくする等の環境面にも配慮し、あわせて景観の向上にも努める。</p> <p>(2) 市街地整備の目標</p> <p>本都市計画区域における市街地のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。</p> <p>【現在事業を実施しているものおよびおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>地区名</th> <th>事業手法</th> <th>面積(ha)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">彦根市</td> <td><u>彦根駅周辺</u></td> <td><u>社会資本整備総合交付金事業</u></td> <td><u>303.0</u></td> <td><u>予定</u></td> </tr> <tr> <td><u>南彦根駅</u></td> <td><u>都市再生整備計画事業</u></td> <td><u>27.3</u></td> <td><u>実施中</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">長浜市</td> <td><u>長浜市室町</u></td> <td>土地区画整理事業</td> <td><u>7.4</u></td> <td><u>実施中</u></td> </tr> <tr> <td><u>長浜市八幡東</u></td> <td><u>土地区画整理事業</u></td> <td><u>1.3</u></td> <td><u>実施中</u></td> </tr> <tr> <td><u>田村駅周辺</u></td> <td><u>社会資本整備総合交付金事業</u></td> <td><u>50.7</u></td> <td><u>実施中</u></td> </tr> <tr> <td><u>湖の辺のまち 長浜未来ビジ ョン</u></td> <td><u>社会資本整備総合交付金事業</u></td> <td><u>100.0</u></td> <td><u>実施中</u></td> </tr> <tr> <td><u>木之本宿</u></td> <td><u>社会資本整備総合交付金事業</u></td> <td><u>86.0</u></td> <td><u>実施中</u></td> </tr> </tbody> </table>	市町名	地区名	事業手法	面積(ha)	備考	彦根市	<u>彦根駅周辺</u>	<u>社会資本整備総合交付金事業</u>	<u>303.0</u>	<u>予定</u>	<u>南彦根駅</u>	<u>都市再生整備計画事業</u>	<u>27.3</u>	<u>実施中</u>	長浜市	<u>長浜市室町</u>	土地区画整理事業	<u>7.4</u>	<u>実施中</u>	<u>長浜市八幡東</u>	<u>土地区画整理事業</u>	<u>1.3</u>	<u>実施中</u>	<u>田村駅周辺</u>	<u>社会資本整備総合交付金事業</u>	<u>50.7</u>	<u>実施中</u>	<u>湖の辺のまち 長浜未来ビジ ョン</u>	<u>社会資本整備総合交付金事業</u>	<u>100.0</u>	<u>実施中</u>	<u>木之本宿</u>	<u>社会資本整備総合交付金事業</u>	<u>86.0</u>	<u>実施中</u>
市町名	地区名	事業手法	面積(ha)	備考																																																			
彦根市	<u>彦根駅東</u>	<u>土地区画整理事業</u>	<u>17.7</u>	<u>実施中</u>																																																			
長浜市	室	土地区画整理事業	<u>17.0</u>	<u>予定</u>																																																			
	<u>長浜駅周辺</u>	<u>社会資本整備総合 交付金事業</u>	<u>180.0</u>	<u>実施中</u>																																																			
市町名	地区名	事業手法	面積(ha)	備考																																																			
彦根市	<u>彦根駅周辺</u>	<u>社会資本整備総合交付金事業</u>	<u>303.0</u>	<u>予定</u>																																																			
	<u>南彦根駅</u>	<u>都市再生整備計画事業</u>	<u>27.3</u>	<u>実施中</u>																																																			
長浜市	<u>長浜市室町</u>	土地区画整理事業	<u>7.4</u>	<u>実施中</u>																																																			
	<u>長浜市八幡東</u>	<u>土地区画整理事業</u>	<u>1.3</u>	<u>実施中</u>																																																			
	<u>田村駅周辺</u>	<u>社会資本整備総合交付金事業</u>	<u>50.7</u>	<u>実施中</u>																																																			
	<u>湖の辺のまち 長浜未来ビジ ョン</u>	<u>社会資本整備総合交付金事業</u>	<u>100.0</u>	<u>実施中</u>																																																			
	<u>木之本宿</u>	<u>社会資本整備総合交付金事業</u>	<u>86.0</u>	<u>実施中</u>																																																			

旧	新																																				
<p>3-4 自然的環境の整備または保全に関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>①自然的環境の特徴と保全および整備の基本方針</p> <p>本都市計画区域には、琵琶湖国定公園の指定を受けている琵琶湖や琵琶湖に浮かぶ多景島、琵琶湖に流れ込む姉川や天野川、芹川や犬上川等の河川やそこに生息するチョウやホタル等の貴重な動植物が生息・生育する他、琵琶湖と山地の間に形成された沖積平野に広がる農地や条里集落、その中に散在的に分布する丘陵地等による美しい田園環境が存在している。また、国宝彦根城の他、長浜城跡などの城跡や、大通寺、多賀大社、福田寺をはじめとする多くの神社仏閣などの豊富な文化財があり、歴史的環境にも恵まれている。これらの豊かな自然的環境および歴史的環境と共生した都市づくりを進めるため、市街地や集落内の社寺境内林や学校等公共施設の緑も含め、風致地区制度等により自然環境を適正に保全する。あわせて、自然の豊かさや美しさを実感できる交流・ふれあいの空間整備を図るとともに、琵琶湖や河川の水辺、里山や市街地後背の森林、その間に広がる農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。</p> <p>また、潤いのある生活環境の保持や都市景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、公園・緑地の計画的な整備に努める。</p> <p>②計画水準</p> <p>都市計画区域および市街化区域に対して、緑地（注1）として確保する目標水準は次表の通りとする。</p> <p>【緑地の確保目標水準】</p> <table border="1" data-bbox="212 766 922 922"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年（基準年）</th> <th>平成 37 年（15 年後）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑地の確保目標量</td> <td>おおむね 3,510ha</td> <td>おおむね 3,550ha</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域に対する割合</td> <td>19.0%</td> <td>おおむね 20%</td> </tr> <tr> <td>市街化区域に対する割合</td> <td>79.2%</td> <td>おおむね 80%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、本区域において、都市計画公園等の施設として整備すべき緑地の都市計画区域内人口一人あたりの目標水準は、次表のとおりとする。</p> <p>【都市計画公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準】</p> <table border="1" data-bbox="212 1109 922 1241"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年（基準年）</th> <th>平成 37 年（15 年後）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域内人口一人あたりの目標水準</td> <td>14.0 m²/人</td> <td>15.5 m²/人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）緑地：都市公園・緑地等、風致地区、保安林および自然公園特別地域等</p>		平成 22 年（基準年）	平成 37 年（15 年後）	緑地の確保目標量	おおむね 3,510ha	おおむね 3,550ha	都市計画区域に対する割合	19.0%	おおむね 20%	市街化区域に対する割合	79.2%	おおむね 80%		平成 22 年（基準年）	平成 37 年（15 年後）	都市計画区域内人口一人あたりの目標水準	14.0 m ² /人	15.5 m ² /人	<p>3-4 自然的環境の整備または保全に関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>①自然的環境の特徴と保全および整備の基本方針</p> <p>本都市計画区域には、琵琶湖国定公園の指定を受けている琵琶湖や琵琶湖に浮かぶ多景島、琵琶湖に流れ込む姉川や天野川、芹川や犬上川等の河川やそこに生息するチョウやホタル等の貴重な動植物が生息・生育する他、琵琶湖と山地の間に形成された沖積平野に広がる農地や条里集落、その中に散在的に分布する丘陵地等による美しい田園環境が存在している。また、国宝彦根城の他、長浜城跡などの城跡や、大通寺、多賀大社、福田寺をはじめとする多くの神社仏閣などの豊富な文化財があり、歴史的環境にも恵まれている。</p> <p>これらの豊かな自然的環境および歴史的環境と共生した都市づくりを進めるため、市街地や集落内の社寺境内林や学校等公共施設の緑も含め、風致地区制度等により自然環境を適正に保全する。あわせて、自然の豊かさや美しさを実感できる交流・ふれあいの空間整備を図るとともに、琵琶湖や河川の水辺、里山や市街地後背の森林、その間に広がる農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。</p> <p>また、潤いのある生活環境の保持や都市景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、公園・緑地など、<u>まちなみやオープンスペースについて、グリーンインフラとしての効果を戦略的に高めるとともに、それらの質および量の計画的な整備に努める。</u></p> <p>②計画水準</p> <p>都市計画区域および市街化区域に対して、緑地（注1）として確保する目標水準は次表の通りとする。</p> <p>【緑地の確保目標水準】</p> <table border="1" data-bbox="1176 798 1865 981"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年（基準年）</th> <th>令和17年（15 年後）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑地の確保目標量</td> <td>おおむね 3,510ha</td> <td>おおむね 3,550ha</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域に対する割合</td> <td>19.0%</td> <td>おおむね 20%</td> </tr> <tr> <td>市街化区域に対する割合</td> <td>79.2%</td> <td>おおむね 80%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、本区域において、都市計画公園等の施設として整備すべき緑地の都市計画区域内人口一人あたりの目標水準は、次表のとおりとする。</p> <p>【都市計画公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準】</p> <table border="1" data-bbox="1176 1109 1865 1260"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年（基準年）</th> <th>令和17年（15 年後）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域内人口一人あたりの目標水準</td> <td>14.0 m²/人</td> <td>15.5 m²/人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）緑地：都市公園・緑地等、風致地区、保安林および自然公園特別地域等</p>		令和2年（基準年）	令和17年（15 年後）	緑地の確保目標量	おおむね 3,510ha	おおむね 3,550ha	都市計画区域に対する割合	19.0%	おおむね 20%	市街化区域に対する割合	79.2%	おおむね 80%		令和2年（基準年）	令和17年（15 年後）	都市計画区域内人口一人あたりの目標水準	14.0 m ² /人	15.5 m ² /人
	平成 22 年（基準年）	平成 37 年（15 年後）																																			
緑地の確保目標量	おおむね 3,510ha	おおむね 3,550ha																																			
都市計画区域に対する割合	19.0%	おおむね 20%																																			
市街化区域に対する割合	79.2%	おおむね 80%																																			
	平成 22 年（基準年）	平成 37 年（15 年後）																																			
都市計画区域内人口一人あたりの目標水準	14.0 m ² /人	15.5 m ² /人																																			
	令和2年（基準年）	令和17年（15 年後）																																			
緑地の確保目標量	おおむね 3,510ha	おおむね 3,550ha																																			
都市計画区域に対する割合	19.0%	おおむね 20%																																			
市街化区域に対する割合	79.2%	おおむね 80%																																			
	令和2年（基準年）	令和17年（15 年後）																																			
都市計画区域内人口一人あたりの目標水準	14.0 m ² /人	15.5 m ² /人																																			

旧	新
<p>(2) 主要な緑地の配置、整備の方針</p> <p>本都市計画区域においては、現在ある豊かな緑と水の存在や、歴史的・文化的環境を活かしたまちづくりの推進を念頭に、緑地の配置計画にあたっては、主として環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統、その他の系統の5つの系統毎に緑地の適切な整備、保全を図る。</p> <p>①環境保全系統</p> <p>a) 地域全体</p> <p>本都市計画区域の東部に連なる山々は、本区域の骨格となり、琵琶湖の水源となる緑地であり、今後とも保全を図るとともに、琵琶湖、姉川、天野川、芹川、犬上川、宇曾川、愛知川等の河川緑地についても、治水計画と整合を図りながら、多様な生き物が息息する豊かな水域と水域に面する水辺部一体の水・緑景観を保全していく。</p> <p>また、彦根市の彦根山、雨壺山、大堀山、佐和山および長浜市の田村山、神田山、米原市の磯山、多賀町の青龍山、長浜市および米原市の横山等の市街地内および、市街地周辺部の斜面緑地については、都市住民の身近な緑地として都市環境に寄与するところが大きいため、風致地区制度等により保全を図るとともに、特に重要な区域については都市計画公園として、保全を図る。</p> <p>②レクリエーション系統</p> <p>a) 地域全体</p> <p>本都市計画区域の有する豊かな水と緑を活かしたレクリエーションニーズや広域的なスポーツニーズに応えるため、都市基幹公園（注1）である豊公園を琵琶湖沿いに、金亀公園・千鳥が丘公園・荒神山公園（以上総合公園）、特殊公園である八条山公園・神田山公園・石田山公園・赤坂公園を、丘陵地を含む形で配置し、整備を図る。</p> <p>また、琵琶湖沿いおよび姉川、天野川、芹川、犬上川、宇曾川、愛知川の各河川沿いに緑地を配置・整備するとともに、地域内の文化財や主要施設も含め、それらの公園・緑地・施設間を結び連携の充実を図る。</p> <p>b) 市街地</p> <p>住民にとって身近な憩いの場や安心して遊べる場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園（注2）を人口や土地利用の動向および都市施設の配置を勘案して適切に配置する。</p> <p>③防災系統</p> <p>滋賀県域は、琵琶湖西岸断層帯等の活動による直下型地震や南海・<u>東南海</u>地震による被害が懸念されることから、防災対策を進める必要がある。</p>	<p>(2) 主要な緑地の配置、整備の方針</p> <p>本都市計画区域においては、現在ある豊かな緑と水の存在や、歴史的・文化的環境を活かしたまちづくりの推進を念頭に、緑地の配置計画にあたっては、主として環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統、その他の系統の5つの系統毎に緑地の適切な整備、保全を図る。</p> <p>①環境保全系統</p> <p>a) 地域全体</p> <p>本都市計画区域の東部に連なる山々は、本区域の骨格となり、琵琶湖の水源となる緑地であり、今後とも保全を図るとともに、琵琶湖、姉川、天野川、芹川、犬上川、宇曾川、愛知川等の河川緑地についても、治水計画と整合を図りながら、多様な生き物が息息する豊かな水域と水域に面する水辺部一体の水・緑景観を保全していく。</p> <p>また、彦根市の彦根山、雨壺山、大堀山、佐和山および長浜市の田村山、神田山、米原市の磯山、多賀町の青龍山、長浜市および米原市の横山等の市街地内および、市街地周辺部の斜面緑地については、都市住民の身近な緑地として都市環境に寄与するところが大きいため、風致地区制度等により保全を図るとともに、特に重要な区域については都市計画公園として、保全を図る。</p> <p>②レクリエーション系統</p> <p>a) 地域全体</p> <p>本都市計画区域の有する豊かな水と緑を活かしたレクリエーションニーズや広域的なスポーツニーズに応えるため、都市基幹公園（注1）である豊公園を琵琶湖沿いに、金亀公園・千鳥が丘公園・荒神山公園（以上総合公園）、特殊公園である八条山公園・神田山公園・石田山公園・赤坂公園を、丘陵地を含む形で配置し、整備を図る。</p> <p>また、琵琶湖沿いおよび姉川、天野川、芹川、犬上川、宇曾川、愛知川の各河川沿いに緑地を配置・整備するとともに、地域内の文化財や主要施設も含め、それらの公園・緑地・施設間を結び連携の充実を図る。</p> <p><u>「彦根総合スポーツ公園」については、第1種陸上競技場等を備えたスポーツの拠点とするとともに、緑やオープンスペースを活用したレクリエーションなど多様な機能を持ち、すべての人々が気軽に利用できる場とするため、都市公園として再整備する。</u></p> <p>b) 市街地</p> <p>住民にとって身近な憩いの場や安心して遊べる場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園（注2）を人口や土地利用の動向および都市施設の配置を勘案して適切に配置する。</p> <p>③防災系統</p> <p>滋賀県域は、琵琶湖西岸断層帯等や<u>柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯、湖北山地断層帯</u>の活動による直下型地震や南海<u>トラフ巨大地震</u>による被害が懸念されることから、防災対策を進める必要がある。</p> <p><u>また、近年の異常気象による豪雨などにより災害が激甚化・頻発化しており、治水、土砂災害防止対策、ため池等の防災減災対策などの予防的防災対策が未整備の地域では、社会インフラのほか家屋や農地などに大きな被害が発生している。</u></p>

旧	新
<p>a) 自然地域 水害および土砂災害の防止のため、水源かん養機能を有する森林および農地等の保全を図る。</p> <p>b) 市街地 地震、火災等の非常災害時における安全を確保するため、避難地、消防拠点、延焼防止のための公園・緑地を適正に配置する。また、既存の樹林地や河川については、火災延焼防止緑地として保全を図る。</p> <p>④景観構成系統</p> <p>a) 自然地域 琵琶湖湖岸の湖面、砂浜と一体になって広がる松並木をはじめ、市街地後背地の山々の緑、またそれらを結ぶ姉川の河川景観形成地区に指定されている豊かな自然的景観、彦根市市街地内を流れる芹川のケヤキ並木と桜並木、および周辺の田園地帯や一部丘陵地と一体になって琵琶湖に注ぐ河川の風景は、本都市計画区域の代表的なふるさと景観となっており、これら原風景の保全・育成を図る。</p> <p>b) 市街地 彦根駅、南彦根駅、長浜駅、米原駅をはじめとする鉄道駅周辺や役所・役場、商店街周辺など、本都市計画区域を構成する各市町を代表する顔とも言うべき区域については、市街地整備とともに公共空地の確保と緑化に努め、公共施設や建築物などと合わせた地域一帯の都市景観の形成に努める。</p> <p>c) 拠点 彦根市の金亀公園、長浜市の豊公園については、本都市計画区域の核となる公園であり、両公園とも城址を含む公園であることから、歴史的・文化的景観としての重要性を考慮した景観形成に努める。</p> <p>⑤その他の系統</p> <p>a) 地域全体 本都市計画区域には、彦根城天守、千代神社本殿、大通寺本堂等の文化財をはじめ、彦根城跡等の史跡、玄宮楽々園、大通寺含山軒、多賀大社奥書院庭園、青岸寺庭園、福田寺庭園等の名勝等が豊富に存在し、これらと一体になった良好な緑の空間が存在している。これらの地域では、優れた地域資源の保全・充実を図るとともに、歴史・文化資源と水際空間を結ぶ整備を行いネットワークの形成を図る。</p> <p>b) 市街地 彦根市および長浜市の中心市街地、各市町の商店街周辺、観光資源が集積する区域など、本都市計画区域内外から多くの人々が集まる区域については、それら観光資源等と一体的、総合的に施設・景観整備に努める。</p> <p>(注1) 都市基幹公園：都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。総合公園や運動公園。 (注2) 住区基幹公園：住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置付けられた、街区公園、近隣公園、地区公園。</p>	<p>a) 自然地域 水害および土砂災害の防止のため、水源かん養機能を有する森林および農地等の保全を図る。</p> <p>b) 市街地 地震、火災等の非常災害時における安全を確保するため、避難地、消防拠点、延焼防止のための公園・緑地を適正に配置する。 また、既存の樹林地や河川については、火災延焼防止緑地として保全を図る。</p> <p>④景観構成系統</p> <p>a) 自然地域 琵琶湖湖岸の湖面、砂浜と一体になって広がる松並木をはじめ、市街地後背地の山々の緑、またそれらを結ぶ姉川の河川景観形成地区に指定されている豊かな自然的景観、彦根市市街地内を流れる芹川のケヤキ並木と桜並木、および周辺の田園地帯や一部丘陵地と一体になって琵琶湖に注ぐ河川の風景は、本都市計画区域の代表的なふるさと景観となっており、これら原風景の保全・育成を図る。</p> <p>b) 市街地 彦根駅、南彦根駅、長浜駅、米原駅をはじめとする鉄道駅周辺や役所・役場、商店街周辺など、本都市計画区域を構成する各市町を代表する顔とも言うべき区域については、市街地整備とともに公共空地の確保と緑化に努め、公共施設や建築物などと合わせた地域一帯の都市景観の形成に努める。</p> <p>c) 拠点 彦根市の金亀公園、長浜市の豊公園については、本都市計画区域の核となる公園であり、両公園とも城址を含む公園であることから、歴史的・文化的景観としての重要性を考慮した景観形成に努める。</p> <p>⑤その他の系統</p> <p>a) 地域全体 本都市計画区域には、彦根城天守、千代神社本殿、大通寺本堂等の文化財をはじめ、彦根城跡等の史跡、玄宮楽々園、大通寺含山軒、多賀大社奥書院庭園、青岸寺庭園、福田寺庭園等の名勝等が豊富に存在し、これらと一体になった良好な緑の空間が存在している。これらの地域では、優れた地域資源の保全・充実を図るとともに、歴史・文化資源と水際空間を結ぶ整備を行いネットワークの形成を図る。</p> <p>b) 市街地 彦根市および長浜市の中心市街地、各市町の商店街周辺、観光資源が集積する区域など、本都市計画区域内外から多くの人々が集まる区域については、それら観光資源等と一体的、総合的に施設・景観整備に努める。</p> <p>(注1) 都市基幹公園：都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。総合公園や運動公園。 (注2) 住区基幹公園：住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置付けられた、街区公園、近隣公園、地区公園。</p>

旧	新																								
<p>(3) 実現のための具体的な都市計画制度の方針</p> <p>①都市計画公園・緑地等の配置、整備方針</p> <p>本都市計画区域における都市計画公園・緑地等については、以下の方針に従い、配置および整備に努める。</p> <p>【都市計画公園・緑地等の配置および整備方針】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園緑地等の種別</th> <th>配置および整備の方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住区基幹公園</td> <td>利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備に努める。</td> </tr> <tr> <td>都市基幹公園</td> <td>国体主会場である彦根総合運動場については、金亀公園を拡大し、重点的な整備に努める。</td> </tr> <tr> <td>その他の公園・緑地</td> <td>緑化重点地区^(注1)において、公園等の整備に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>②風致地区等の指定方針</p> <p>本都市計画区域における風致地区等については、以下の方針に従い指定を図る。</p> <p>【風致地区等の指定方針】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園緑地等の種別</th> <th>指定方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風致地区</td> <td>彦根市の山地部を主として、長浜市、米原市および多賀町の山地部において、自然地・景勝地の保全の観点から約2,100haが指定され、また、彦根市、長浜市、米原市の一部湖岸地域では、琵琶湖周辺の環境保全のため約500haが指定されている。良好な自然環境に富む地域はほとんど風致地区として保全されており、今後とも各地区の保全に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 緑化重点地区：都市緑地保全法に基づき、市町村が策定する緑の基本計画に定める緑化の推進を重点的に図るべき地区。</p>	公園緑地等の種別	配置および整備の方針	住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備に努める。	都市基幹公園	国体主会場である彦根総合運動場については、金亀公園を拡大し、重点的な整備に努める。	その他の公園・緑地	緑化重点地区 ^(注1) において、公園等の整備に努める。	公園緑地等の種別	指定方針	風致地区	彦根市の山地部を主として、長浜市、米原市および多賀町の山地部において、自然地・景勝地の保全の観点から約2,100haが指定され、また、彦根市、長浜市、米原市の一部湖岸地域では、琵琶湖周辺の環境保全のため約500haが指定されている。良好な自然環境に富む地域はほとんど風致地区として保全されており、今後とも各地区の保全に努める。	<p>(3) 実現のための具体的な都市計画制度の方針</p> <p>①都市計画公園・緑地等の配置、整備方針</p> <p>本都市計画区域における都市計画公園・緑地等については、以下の方針に従い、配置および整備に努める。</p> <p>【都市計画公園・緑地等の配置および整備方針】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園緑地等の種別</th> <th>配置および整備の方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住区基幹公園</td> <td>利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備に努める。</td> </tr> <tr> <td>都市基幹公園</td> <td>国スポ・障スポ主会場である彦根総合運動場については、金亀公園を拡大し、都市公園「彦根総合スポーツ公園」として、重点的な整備に努める。</td> </tr> <tr> <td>その他の公園・緑地</td> <td>緑化重点地区（注1）において、公園等の整備に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>②風致地区等の指定方針</p> <p>本都市計画区域における風致地区等については、以下の方針に従い指定を図る。</p> <p>【風致地区等の指定方針】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園緑地等の種別</th> <th>指定方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風致地区</td> <td>彦根市の山地部を主として、長浜市、米原市および多賀町の山地部において、自然地・景勝地の保全の観点から約2,100haが指定され、また、彦根市、長浜市、米原市の一部湖岸地域では、琵琶湖周辺の環境保全のため約500haが指定されている。良好な自然環境に富む地域はほとんど風致地区として保全されており、今後とも各地区の保全に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 緑化重点地区：都市緑地保全法に基づき、市町村が策定する緑の基本計画に定める緑化の推進を重点的に図るべき地区。</p>	公園緑地等の種別	配置および整備の方針	住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備に努める。	都市基幹公園	国スポ・障スポ主会場である彦根総合運動場については、金亀公園を拡大し、都市公園「彦根総合スポーツ公園」として、重点的な整備に努める。	その他の公園・緑地	緑化重点地区（注1）において、公園等の整備に努める。	公園緑地等の種別	指定方針	風致地区	彦根市の山地部を主として、長浜市、米原市および多賀町の山地部において、自然地・景勝地の保全の観点から約2,100haが指定され、また、彦根市、長浜市、米原市の一部湖岸地域では、琵琶湖周辺の環境保全のため約500haが指定されている。良好な自然環境に富む地域はほとんど風致地区として保全されており、今後とも各地区の保全に努める。
公園緑地等の種別	配置および整備の方針																								
住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備に努める。																								
都市基幹公園	国体主会場である彦根総合運動場については、金亀公園を拡大し、重点的な整備に努める。																								
その他の公園・緑地	緑化重点地区 ^(注1) において、公園等の整備に努める。																								
公園緑地等の種別	指定方針																								
風致地区	彦根市の山地部を主として、長浜市、米原市および多賀町の山地部において、自然地・景勝地の保全の観点から約2,100haが指定され、また、彦根市、長浜市、米原市の一部湖岸地域では、琵琶湖周辺の環境保全のため約500haが指定されている。良好な自然環境に富む地域はほとんど風致地区として保全されており、今後とも各地区の保全に努める。																								
公園緑地等の種別	配置および整備の方針																								
住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備に努める。																								
都市基幹公園	国スポ・障スポ主会場である彦根総合運動場については、金亀公園を拡大し、都市公園「彦根総合スポーツ公園」として、重点的な整備に努める。																								
その他の公園・緑地	緑化重点地区（注1）において、公園等の整備に努める。																								
公園緑地等の種別	指定方針																								
風致地区	彦根市の山地部を主として、長浜市、米原市および多賀町の山地部において、自然地・景勝地の保全の観点から約2,100haが指定され、また、彦根市、長浜市、米原市の一部湖岸地域では、琵琶湖周辺の環境保全のため約500haが指定されている。良好な自然環境に富む地域はほとんど風致地区として保全されており、今後とも各地区の保全に努める。																								

旧	新																																																												
<p>(4) 主要な緑地の確保目標</p> <p>本都市計画区域における都市計画公園・緑地等のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。</p> <p>【現在事業を実施しているものおよびおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彦根市</td> <td>総合公園</td> <td>5・6・2 金亀公園</td> <td>予定</td> </tr> <tr> <td>彦根市</td> <td>近隣公園</td> <td>3・3・10 河瀬公園</td> <td>予定</td> </tr> <tr> <td>彦根市</td> <td>街区公園</td> <td>2・2・105 京町公園</td> <td>予定</td> </tr> <tr> <td>長浜市</td> <td>地区公園</td> <td>4・4・3 神照運動公園</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>米原市</td> <td>地区公園</td> <td>4・4・301 双葉公園</td> <td>予定</td> </tr> <tr> <td>長浜市</td> <td>緑化重点地区</td> <td>中心市街地地区</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>長浜市</td> <td>緑化重点地区</td> <td>田村駅周辺地区</td> <td>予定</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	種別	名称	備考	彦根市	総合公園	5・6・2 金亀公園	予定	彦根市	近隣公園	3・3・10 河瀬公園	予定	彦根市	街区公園	2・2・105 京町公園	予定	長浜市	地区公園	4・4・3 神照運動公園	実施中	米原市	地区公園	4・4・301 双葉公園	予定	長浜市	緑化重点地区	中心市街地地区	実施中	長浜市	緑化重点地区	田村駅周辺地区	予定	<p>(4) 主要な緑地の確保目標</p> <p>本都市計画区域における都市計画公園・緑地等のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。</p> <p>【現在事業を実施しているものおよびおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彦根市</td> <td>総合公園</td> <td>5・6・2 金亀公園</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>彦根市</td> <td>地区公園</td> <td>4.4.5 稲枝公園</td> <td>予定</td> </tr> <tr> <td>長浜市</td> <td>地区公園</td> <td>4・4・3 神照運動公園</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>米原市</td> <td>地区公園</td> <td>4.4.303 磯公園</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>長浜市</td> <td>緑化重点地区</td> <td>中心市街地地区</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>長浜市</td> <td>緑化重点地区</td> <td>田村駅周辺地区</td> <td>予定</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	種別	名称	備考	彦根市	総合公園	5・6・2 金亀公園	実施中	彦根市	地区公園	4.4.5 稲枝公園	予定	長浜市	地区公園	4・4・3 神照運動公園	実施中	米原市	地区公園	4.4.303 磯公園	実施中	長浜市	緑化重点地区	中心市街地地区	実施中	長浜市	緑化重点地区	田村駅周辺地区	予定
市町名	種別	名称	備考																																																										
彦根市	総合公園	5・6・2 金亀公園	予定																																																										
彦根市	近隣公園	3・3・10 河瀬公園	予定																																																										
彦根市	街区公園	2・2・105 京町公園	予定																																																										
長浜市	地区公園	4・4・3 神照運動公園	実施中																																																										
米原市	地区公園	4・4・301 双葉公園	予定																																																										
長浜市	緑化重点地区	中心市街地地区	実施中																																																										
長浜市	緑化重点地区	田村駅周辺地区	予定																																																										
市町名	種別	名称	備考																																																										
彦根市	総合公園	5・6・2 金亀公園	実施中																																																										
彦根市	地区公園	4.4.5 稲枝公園	予定																																																										
長浜市	地区公園	4・4・3 神照運動公園	実施中																																																										
米原市	地区公園	4.4.303 磯公園	実施中																																																										
長浜市	緑化重点地区	中心市街地地区	実施中																																																										
長浜市	緑化重点地区	田村駅周辺地区	予定																																																										

旧	新
<p>3-5 都市景観形成と保全に関する方針</p> <p>「湖国風景づくり宣言—ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン—」に基づき、美しく潤いのある湖国の風景を守り育て、次代に引き継いでいくため、それぞれの地域の景観形成のための地域ごと、市町ごとの主体的なまちづくり、ならびに広域的景観形成のための県市町間の連携、官民協働を推進する。</p> <p>本都市計画区域は、彦根市、長浜市、米原市および多賀町等の伝統的なまちなみ景観や、彦根城、大通寺、県下の最高峰である伊吹山をはじめとする山々等の豊かな自然、歴史・文化資源を有しており、これらの資源を活かし、伝統的なまちなみ景観の保全と調和するまちづくりを推進する。</p> <p>(1) 琵琶湖の良好な景観形成</p> <p>琵琶湖の景観を、湖水面とそれらを取り巻く風土が形作る一体的なものとして捉えつつ、個性ある美しい景観を保全するとともに、新たに良好な景観を育てることにより、一体的かつ総合的な景観形成を図るものとする。</p> <p>(2) 幹線道路沿道の景観形成</p> <p>一般国道 306 号、<u>一般国道</u> 307 号、<u>一般国道</u> 365 号、大津能登川長浜線については、それぞれの地域の特性を活かし、沿道の状況に配慮した景観形成を図るものとする。</p> <p>(3) 歴史的、文化的建造物の保全等</p> <p>歴史的、文化的建造物を保全し、これと周辺のまちなみが一体となった良好な景観形成を図る。</p>	<p>3-5 都市景観形成と保全に関する方針</p> <p>「湖国風景づくり宣言—ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン—」に基づき、美しく潤いのある湖国の風景を守り育て、次代に引き継いでいくため、それぞれの地域の景観形成のための地域ごと、市町ごとの主体的なまちづくり、ならびに広域的景観形成のための県市町間の連携、官民協働を推進する。</p> <p>本都市計画区域は、彦根市、長浜市、米原市および多賀町等の伝統的なまちなみ景観や、彦根城、大通寺、県下の最高峰である伊吹山をはじめとする山々等の豊かな自然、歴史・文化資源を有しており、これらの資源を活かし、伝統的なまちなみ景観の保全と調和するまちづくりを推進する。</p> <p>(1) 琵琶湖の良好な景観形成</p> <p>琵琶湖の景観を、湖水面とそれらを取り巻く風土が形作る一体的なものとして捉えつつ、個性ある美しい景観を保全するとともに、新たに良好な景観を育てることにより、一体的かつ総合的な景観形成を図るものとする。</p> <p>(2) 幹線道路沿道の景観形成</p> <p>一般国道 306 号、307 号、365 号、大津能登川長浜線については、それぞれの地域の特性を活かし、沿道の状況に配慮した景観形成を図るものとする。</p> <p>(3) 歴史的、文化的建造物の保全等</p> <p>歴史的、文化的建造物を保全し、これと周辺のまちなみが一体となった良好な景観形成を図る。</p> <p>3-6 防災に関する方針</p> <p>(1) <u>基本方針</u></p> <p><u>本区域では、琵琶湖西岸断層帯や柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯、湖北山地断層帯等の活動による直下型地震や南海トラフ巨大地震の被害が懸念される地域であり、浸水については、姉川、芹川、犬上川等の河川や琵琶湖が大雨により氾濫した場合の浸水想定区域と、中小河川などの身近な水路の氾濫を考慮した地先の安全度マップが示されている。さらに、集中豪雨等による山地崩壊や土砂流出が起こる危険性のある急傾斜地なども存在する。</u></p> <p><u>そのため、「地域防災計画」に基づき、防災施設・防災体制の整備やハザードマップの周知等の災害対策により、災害に強い都市づくりを目指す。</u></p> <p>(2) <u>防災の推進に関する方針</u></p> <p>①地震・火災に強い都市づくりの推進</p> <p><u>震災等の災害に備え、まちを構造的につくりあげていくことが必要であり、建築物の耐震化や耐火性の向上の推進を図る。そのため公共建築物については、十分な耐震性・耐火性の確保に努めるとともに、民間建築物についても耐震診断や耐震補強の推進を図る。</u></p>